

## コイヘルペスウイルス病の発生について

### 経緯

平成18年6月16日、早川町内の池でニシキゴイ15尾程度の斃死(へいし)が確認された。

### 詳細内容

水産技術センターでPCR法によるコイヘルペスウイルス病(KHV)の一次診断を行ったところ、検査した検体6尾中6尾から陽性反応があった。

確定診断のため三重県にある(独)水産総合研究センター養殖研究所に検体を3尾送付し、6月21日に送付した検体全てから陽性反応がありKHVであることが確定した。

まん延防止のため全てのコイ(約40尾)を適切な方法で処分し、池の消毒を行った。

山梨県内水面漁場管理委員会指示第10-4号により、本県内で採捕されたコイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ)について次のとおり制限されていますので、取扱いには注意してください。

#### 指示の内容

##### 1 放流の制限

本県内において、コイの放流(再放流を除く。)をしてはならない。ただし、当該コイがコイヘルペスウイルス病検査で陰性が確認されたコイと同一飼育池のコイ群に属する場合及び公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この限りではない。

##### 2 持ち出しの制限

本県内において、コイを採捕した者は、採捕したコイをその場から持ち出してはならない。ただし、公的研究機関が試験研究の用に供する目的である場合は、この限りではない。

#### 指示の区域

山梨県内の公共用水面(区画漁業権漁場を除く。)

#### 指示の期間

平成17年11月17日から平成18年11月16日まで